

簡易公開調達公告

令和5年度交通信号機等賠償責任保険引受業務（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の2第1項第1号及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第108条の規定に該当するもの）について、次のとおり簡易公開調達を行うので、和歌山県役務の提供等の契約に係る簡易公開調達実施要領（平成20年制定）第5条の規定に基づき公告する。

令和5年2月21日

和歌山県警察本部長 山崎 洋平

1 簡易公開調達に付する事項

(1) 事業年度

令和5年度

(2) 調達業務の名称

交通信号機等賠償責任保険引受業務

(3) 調達業務の内容

交通信号機や道路標識等交通安全施設に瑕疵があり通行人等に損害を与えた場合に補償するための保険

詳細については、令和5年度交通信号機等賠償責任保険引受業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 契約期間

令和5年4月1日午後4時から令和6年4月1日午後4時まで

2 簡易公開調達に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たしていること。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類「17 保険の業務」の小分類「1 損害保険」」であること。

(3) 和歌山県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している者であること。

(4) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者でないこと。

(7) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしている者でないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(9) 和歌山県内に本店、支店又は営業所を合わせて2以上の営業拠点を有する者であること。

3 仕様書及び簡易公開調達説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）

和歌山市西46番地1
郵便番号 640-8313
電話番号 073-473-0110 (代表)
ファクシミリ番号 073-473-7824

(2) 期間

令和5年2月21日(火)から令和5年3月3日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までの間を除く。)

(3) 質問の期間

仕様書及び簡易公開調達説明書について質問がある者は、令和5年2月21日(火)から令和5年3月1日(水)までの間において、交通規制課に対して、所定の書面(ファクシミリを含む。)により行うこと。その他質問の方法等については、簡易公開調達説明書のとおり

4 簡易公開調達の見積書の提出の場所及び期間(提出期限)

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間(提出期限)

3の(2)に同じ。

5 簡易公開調達の方法に関する事項

(1) 見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

(2) 簡易公開調達は、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出すること。

(3) 見積書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には見積者(見積書を提出する者をいう。以下同じ。)の氏名、事業年度及び調達業務の名称を表示すること。

(4) 郵送により見積書を提出する場合には、(3)の見積書を入れた封筒を令和5年3月3日(金)午後5時までに、交通規制課へ必着させること。

(5) その他見積り方法の細目については、簡易公開調達説明書のとおり。

6 簡易公開調達の無効に関する事項

本公告に示した簡易公開調達資格のない者がした見積り及び簡易公開調達説明書に記載する無効な見積りに該当する見積りは、無効とする。

なお、本県から和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の交付を受けた者であっても、決定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等見積書の提出期限の日の時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした見積りは、無効とする。

7 契約の相手方の決定に関する事項

(1) 簡易公開調達の要件、執行方法等の細目については、簡易公開調達説明書に記載するとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたとき、又は見積者が談合し、若しくは不穏な挙動をする等の場合で、簡易公開調達を公正に執行できない状況にあると認めるときは、簡易公開調達を延期し、又は取りやめることがある。

(2) この簡易公開調達の見積書の確認については、見積書の提出期限後直ちに、交通規制課の複数の職員により行うものとする。

(3) 財務規則第109条の規定により同規則第102条の規定に準じて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積りを行った者と契約を締結するものとする。

(4) 同価の見積りをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積者に代わって当該調達事務に関係のない交通規制課の職員にくじを引かせて契約の相手方を決定するものとする。

(5) 契約の締結の日までの間において、2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、和歌山県警察は損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。

8 契約書の要否

否

9 その他

(1) 発注（契約の締結）と関係予算の成立

この簡易公開調達による発注（契約の締結）は、当該発注（契約）に係る令和5年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該簡易公開調達は無効とする。

また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該簡易公開調達を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

(2) 簡易公開調達及び発注（契約）の事務を担当する部局

この簡易公開調達及びそれに基づく発注（契約）に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120